

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録(第3号)

令和5年12月12日

美郷町議会

令和5年第4回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和5年12月12日（火曜日）

◎開会日時 令和5年12月12日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年12月12日 午後1時50分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和5年第4回美郷町議会定例会 議事日程（第3）

令和5年12月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 甲斐 秀徳 議員

1. 有害獣駆除報奨金の引き上げについて
2. 各種補助金の一部米など金券支給の提案

1番 若杉 伸児 議員

1. ちくせん（地区別定住戦略）事業について
2. 町内各地域における伝統芸能の再開について

4番 兒玉 鋼士 議員

1. 町の公共工事の入札及び契約について
2. 町の指名競争入札について
3. 公共工事の入札及び契約の適正化について
4. 町職員の指導等について

会 議 録

令和5年12月12日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください・・・。

【議長 山本 文男】

一般質問2日目であります。本日はもよろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

【議長 山本 文男】

日程第1、一般質問です。

昨日、4名の一般質問を行いました。本日は残り3名の一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番 甲斐 秀徳議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。最初の2日目の先頭ということでゆっくりやりたいなというふうに思っております。ブザーが鳴らない程度に終わりたいというふうに思っておりますので、御協力の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

2年続けて、農林省のほうで鳥獣害対策についての話を聞いて、私が代表して2年間、質問してるんですが、その中で環境省、林野庁の方々も同席されていろいろと話を聞いております。

その中で1つ我々が密に言ったことが1つの政策というような形になって非常にありがたいなというふうに、私は思っているところでございます。

さて今回は、各地区で発生しております鳥獣害の問題を3名で行っております。これは、各地域がいろいろな鳥獣害の問題があるのを提起したものじゃないかなというふうに思っております。

テレビ放送では、全国的に鳥獣の問題が取り上げられております。熊が民家近くまで出没し、人畜に被害を与えております。幸いなことに、九州には熊がいないので、その心配はありませんけれども、鹿やイノシシが人家、公園至るところに出て、

警察、猟友会が出動し捕獲しております。

美郷町でも、今年は異常な状態と私は考えております。美郷町の人口より遥かに多い鳥獣頭数ではないかというふうにも考えられ、またイノシシの逆襲のようにも思います。これは里山に住みついてしまった結果、フェンスを設置して数年たったものに被害が発生しているようでございます。

今年の水田の6月、7月より出始め獣害が発生、それが稲刈り時期まで出て結局、収穫不能に陥ってしまっているところも多く見られました。フェンスを直してもまたすぐ別のところに穴を掘って入ってくる。補修の手直しが追いつかないような状態でありました。

またハンターも少なく、この暑い夏のときに犬も過酷な仕事でありまして、結局、箱わな、くくりわなになってしまいます。

町長も、わな免許持ってるのである程度のことは理解できると思いますが、このような状況の中で、本来、イノシシは夜間活動が主であります。高齢化した農業者、また同様にわな設置者、ハンターも疲弊しており、高齢ということもありましてなかなかその対策が追いついていないというのが現状じゃないかなというふうに思っております。

駆除班の方々も、日常は仕事を持っており日曜日しか活動ができない状態で、獣害も減らない現状であります。

私が一番気にかけていることは、この鳥獣害の被害の増加による離農の動機にならないようにすることが大切じゃないかと思っております。それと同時に、耕作放棄地が増えなければいいなというふうに思っておりますが、町長はどのような考えを持っているかお聞きしたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日は3名の議員の方の一般質問ということでありますので、よろしく願いをいたします。

今、議員から有害鳥獣ということで、昨日も質問がございましたが、どう考えるかということでありますが、本当にどうすればいいのかということなんですが、これの個体数を減らすがために、毎年、毎年、イノシシ、鹿それぞれ1,000頭くらい駆除してきてるけど全然、減らないというのが現状でございます。

また、私ごとになりますけど、今年はワイヤーメッシュ、フェンスはあるんですけど、入ってきて、その田んぼの中に電柵をしたというそういう経験を持ちました。

何でと思ったら、やはり調べてみると掘って入ってきてるという状況でありますので、その補修等、大変かなというふうに思うところであります。

本当によく言いますけど、鍋釜を持たない鳥獣でありますので、その鳥獣も一生懸命生きるがためにという話であります。ですので、こちらもそれに対しての防衛

策ということでこういう形をやっているということでもあります。

ですが、その解決策というか、こうすればいいのではないかということをやってきたやつが、またいろいろな形で向こうも知恵を出して入ってくるということでもありますので、いちごっこかなという話を昨日しましたが、そういう状況の中で、この有害鳥獣対策、現状を維持しながらやっていく必要があるというふうには思うところでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

論説がありまして、「広がる鳥獣害」ということで、「地域での3対策の徹底を」ということで論説がっております。

この中で、「被害防止には個々の取組に頼るだけでは限界があり、地域に掲げた一体的な取組が欠かせない。農水省などが掲げる鳥獣害対策の三本柱を徹底しよう。1つは、捕獲による個体数の削減、2つ目は柵の設置などの侵入防止対策、3つ目は藪の刈り払いなどによる生息環境管理。ただ、これらの対策をするにもマンパワーが必要だ」ということです。

当町も昨日、申してましたように、高齢化率が52%であります。このマンパワーというのも非常に厳しいと。おまけに農業従事者が、やはり50代、60代、70代の人たちが多くて若い人たちがいないというのが1つの欠点だろうかなというふうには思っております。

町長は、里山に鳥獣を近づけない、夏場のドローンで犬の代わりに追い出すと、昨日、言いましたが、今後、こういうことも必要かなと思えますけども、そのマンパワーについてちょっとお伺いしたいんですけどどんなでしょうか

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

マンパワーが少ないというのは現状だと思います。そのマンパワーを増やすためにはどうするかという話ですけど、そのマンパワーがどこにいるのかということも問題かなというふうに思っております。52%が65歳以上という話ですので、そのマンパワーをどこの年代に求めるかという話になると、非常に難しいということでございます。

今、議員がおっしゃいましたいろいろな形でやはり里山にという話になりますけど、そのときに、うち農林振興課としては、中山間の直接支払交付金事業の現地調査がありますけど、増えてないか、計画どおりになってるか、交付金を出しますので、後で会検の対象になって問題がないようにということで現地調査をする折に、しっかりとそういうことを指導しているということなんですけど、やっぱり地域が一体となって管理するという意識を持たなければ、なかなかこの鳥獣害対策は効を結ばないと。やはり地域の問題として、皆さん地域の人たちが認識していただくことが非常に大切なことかなというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

やはりなかなか人がいないから、何をするのも非常に厳しいところが現状じゃないかなというふうに思っております。

この前、総会がありました、その中でもやはり見ると、結構な人たちが高齢者じゃないかなというふうに思っております。そういうところで今後、いろいろなものに取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに思っております。

町長が出している令和5年度美郷町施政方針で、鳥獣害対策につきまして述べておりますが、「これまでどおり関係機関や団体と連携し、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策等を強化し、被害軽減に努めてまいります」とあります。

捕獲による個体数削減は計画どおりに進んでいるのかというのを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

物を作るときの計画と違って何とする、とるかという部分の目標ですけど、計画ではなくて目標という数値目標を挙げて、それよりか大体、予算を計上するときに、大体このくらいという部分でやっていますので、それを増えたときには議員さんの皆さんの御理解を得て、その報償金の増額補正という形でやってきてますので、やはりそれが計画どおりというか年々増えてるから、個体数の殺処分というか、獲得個体ですけど、増えてるということになって、どんどんどんどん財政的には厳しい部分があるという話であります。

この倍を獲ったらと、捕獲したらという話ですけど、年間、今、2,000頭で

すけど4, 000頭獲れるかという話をしたら、これはなかなか無理だろうというふうに思っておりますので、その中で目標を立ててやってるという部分では、計画といえば計画かもしれませんが、目標どおり進んでいるというふうに思っております。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

1つはやはり捕獲人材の育成もしなきゃいかんかなというふうに思っておりますので、新しい方々にいろいろな免許を取っていただいて、そういうのにもしていただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

それと今の関連ですけども、農林省がつくっております鳥獣害対策の現状と対策というのがあるんですが、この中に、当初の捕獲目標は鹿、イノシシの生息数を令和10年までに半減し、捕獲圧を維持というふうになっております。

前回の目標が23年度までもやはり半数減らすということだったんですけど、なかなかそのところは難しいような感じがしております。いろいろなバックグラウンドがあると思うんですよね。今、イノシシと鹿の生息範囲が物すごく広がっているということもあるだろうと思います。

特に、今まで見られなかったら現状が、東北にはイノシシいないということだったんですけど、もうそれがどんどん北上して行って、今は多分、秋田、青森の近くまでいるんじゃないかなと思います。青森の人たちはイノシシを見たことないと、食ったこともないっていうような人ばかりだったんですけど、現時点は相当なスピードでイノシシも上がっております。

なぜ増えたかというのと、原発の関係で福島に人間が入れない状況の中で、もう野生化したイノシシが物すごく増えて、それがどんどん北上してる可能性もあるんでしょうけども。それがうち辺りに適用するかといたらそうではないんでしょうけども、そういう現状があるということです。

今後、うち辺りは地道に獲っていくのが一番いいんでしょうけど、何せんなかなか難しいなというふうに思っております。

また昨日、町長が言ってましたいろいろな、箱わなのことも言ってましたね。箱わなのメリット、デメリットがあると。また、くくりわなも同様ということですが、箱わなはなかなか重くて移動が、1回設置したら、なかなか次のところに設置するのも大変だし人手がいると。町長も経験してるから、車に乗せるのも大変だということと、移動するのがですね。それと毎日の見回りということの関連性があるから、このところが非常に難しいのかなというふうには思っております。

私のほうも年間10頭からか20頭近くまで獲るんですけども、今年はちょっと忙しくてなかなかそういう状況ではないんですが、増えたことは確かです。どこに

行ってもおると。

今年の傾向として、フェンス内に入って、中で生活をするようになってしまったんですね。なかなか外に出なくて、その中で生活が自由にできると。ある程度の大きさになると、昼間はフェンス内にいる。誰も追ってこないし、ハンターも追ってこないもんだから、そのフェンス内にいる。夜になると出かけて、そのフェンス外に出て行って、逆に悪いことをするというような形をとっています。

そこの上がそんな感じなんですよ。だからなかなかそのイノシシを。私もわなをかけても、フェンス内にはなかなか入らないんですね。夜はいないもんですから。だから非常に難しいというふうに思っております。

そこで、私も防護柵のフェンスの修理、設置用に金網をしているんですが、今の新しいフェンスなんかは、この前も言いましたように、フェンスの前に網を張るからなかなか入りづらいんでしょうけども、そういうものの補助金が今後、出ればそういうのもしていく可能性があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

可能性の話で申し訳ないんですけど、可能性があるという話であれば、あるんじゃないかなろうかと。

ですので、以前、設置したワイヤーメッシュ、フェンスがそういうものがないということで、それが非常に金網を下のほうに30センチぐらいですかね。そして入らんごとしてするんですけど、それが有効だということで、今そういう形になると。今のメッシュ柵はそういうものがついてるということであります。

その部分だけを購入できないかという、補助できないかという話の中で、組み立てられるのかなと。

以前、設置したそういうものがないフェンスについて、また受益者でやってもらうような形は要望していけばできるのではなからうかと。

今、協議会、美郷と諸塚と椎葉と一緒にやっていますが、今度はもう令和6年度からですね、もう単体といいますか、それぞれの町村でやろうということになりましたので、そういうことを農林振興課と協議しながら上のほうに伝えながらやってくれというような要望をしていきたいと思っております。これ、できるとは思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9 番 甲斐 秀徳議員。

【9 番 甲斐 秀徳】

それをやっていただくと、少しは軽減策になるんじゃないかなと思います。

それと同時に、入口の柵のところも補強をするような手だても必要じゃないかと思うんですよ。

入ったはいいが出るときには必ず入口のところを、曲げてから出るんですね。今の新しいのは、ポンと入って、中に補強がL字型に入ると。ある程度、対策は取られてるんですが、昔のはただふにゃふにゃしてるもんですから、その都度、フェンスを元に戻すのに物すごく時間がかかるし、もう何回もやられると、なかなかフェンス自体がもうやわくなってしまってどうもならんというので、新しいものと交換しなきゃいけないもんですから、そういう対策も含めて御検討お願いできないかなというふうに思っております。

それから、こういうフェンスとかいろいろなイノシシを獲って被害を削減するというのが一つの手だろうと思いますが、そのためにも積極的に個体数の削減も必要があるんじゃないかなというふうに思います。

現在、奨励金は1頭につき7,000円という形で出ております。町単独で3,000円つけて1万円というように形にしております。

今後、それを値上げをしていただく、できる限りお金を積み上げていただくことはできないかなということをお伺いしたんですけれども、よろしく申し上げます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

言わんとすることは分かりますけど、ほかの町村と比べてそんなにおかしくはないということで、お猿さんに関してはうちは5万円という形で単独のほうで4万2,000円ですかね、そういう形で出しているということであります。近隣市町村とあまりにもという話で、うちが少ないのかという話ではなくて、あまりにも多くするということは考えてません。

ですので近隣町村と歩調を合わせてという部分がいいかなというふうには思うところであります。

それよりか、うちの美郷町有害鳥獣対策協議会から、幼獣ですよ。幼獣の報奨金上乘せの要望が多いと。ですので、今、幼獣を5,000円しか出してないということであります。鹿もイノシシも幼獣は5,000円と。

これを、やはり幼獣じゃろうが成獣だろうがという話で同じ金額にしてくれないかという要望であります。これはやはり考えるべきかなと。

幼獣が成獣になって悪さをするというか、成獣を逃がす人はいないんでしょうが、箱に行って幼獣じゃろうがウリ坊じゃろうが成獣じゃろうが殺処分はしてるんですけど、その要望が多いということで、そちらのほうを検討していこうかなというふうには農林振興課とは話しているところでございます。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

確かに幼獣は、どこまでが幼獣であって幼獣じゃないかということの判定も難しく、写真判定でもって、「ちょっと」というところがありますので、それはそれなりの価値はあるかなというふうには思います。

幼獣だからかわいそうだからと言っても、結局、成獣になったらもう悪いことをするのはもう目に見えて分かってるわけですね。

特に、フェンスを壊すのは一番、10キロ前後のイノシシが多いんですね、やはり。煮ても焼いても食えないというようなばっかりのところですよ。一番馬力もいいし、突っ込んでいって、下を掘って入るのは、もうほとんど10キロ前後のイノシシですね。だから我々が持って帰っても、食用にもあんまりならないようなところで非常に苦慮しているところがございます。そういうことで考えていただければ非常にありがたいかなというふうに思います。

「近隣町村」と言いましたが、諸塚村、椎葉村は鹿のほうに重きを置いてるんですね。というのは、やはり鹿の森林に対しての影響が物すごく大きいもんだから、そっちにウエートを置いて、ほとんどが1万2,000円出してます。美郷町はどっちも同じような金です。

できれば、鹿はそのままがいいと思うんですが、そっちもちょっとウエートを置いて、何とかできないかなというふうに私は感じておったんですよ。そうすれば、個体数も減るし、農林省の推奨するような生息数を10年までに半減できるというふうに思っておりますので、それと同時にお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに、それぞれの金額を見ると諸塚村の鹿が1万5,000円、うちが1万円ということで5,000円の開きがあるということです。

ただ、うちが今、幼獣を5,000円出しているという話をしました。ですので、この近隣町村、幼獣に対しては出してませんので、うちのその幼獣5,000円を加えると、結構、バランス的にはつり合ってるんじゃないかなかと。

そしてまた、同じ成獣にするととなると、今度、うちのほうが分がいいという計算

にはなりやせんかということなんですけど、そういうことで、対策協議会、結局、そちらのほうで、この金額に対してどうのこうのは言ってきてませんので、ただ、幼獣をどかしてくれという話ですので、この報奨金はそのままにしておきたいと。そして幼獣のほうを上げたいということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

大体、趣旨は分かりました。

ただ、また来年の3月頃からは、諸塚村に聞いたら、また1,000円上がるという形で、1万6,000円の支給にするというような形で、いちごっこだらうとは思いますが、そういう形をとりたいというふうな形。

これは国からだろうと思うんですね。そうすれば、うちのほうも当然ながら鹿は1万1,000円ぐらいになるのかなというふうに思っておりますけど、はっきりしたところの現状が分からないものですから、先ほど、農林振興課長に聞いたんですけど、まだ答えが出なかったからどういうふうに。そこのところの確約ができたなら、そういう形でやっていただけるんでしょうか、そこのところをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

どういう形、結局、個体管理というか、個体を減らすがための方策ということで考えていけば、この報償金云々というのも大切な部分でありますけど、それよりか、やはり最初に議員が言ったことですよ。「みんなで意識的にその地域が有害鳥獣に関心を持ってもらって、そしてそういうことにおいて住処やらをつくらないように管理をしていきましょう」と。やはりそこが原点になるんじゃないかなと思っておりますので、そこに力を入れていくべきではないかと。

そしてその結果として、どうしても個体管理の駆除という話になりますけど、そこに報償金が出てくるという考え方のほうが普通であるというふうに思っております。

ですので、そこをどうのこうのという前に、幼獣を上げると言いましたけど、もっと原点に戻って、やはりそこ辺をしっかりとやっていくほうが、農作物の被害軽減になっていくのではなからうかというふうに思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

最終的にそう言うだろうなという私も予測はしておりました。当然ながらだろうと思うんですけども。

ギブアンドギブでやると、獣が増えたら、結局、中に入って農作物の被害が相当な額になると、その相対効果を考えたときにですよ、被害総額を考えたときに、少しでも取って被害額を少なくするのがいいのか、それとも、というような感じだったんですよ。

確かに、私がさっき言ったように周辺のところの里山のところの悪いところを切っただけとか、いろいろな手だてはあると思うんですけど、そのためにマンパワーが必要じゃないかなというふうなところもあったもんですから、じゃあ、町全体を、その周辺を切ってくれと思っても、なかなかこれは難しい問題だろうと思うんですよ。だから個体数を減らすのが、私は先じゃないかなと思ったんですけど、その点に関してはどうなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

なかなか、どっちが先かという話になると難しいと。結果的にやはりいろいろなことやってるけど増えてるということでもあります。マンパワーを増やそうにもなかなかいかないというお話の中でやっていくと。

一番、まだまだ猟銃は別として、わなを持ってる免許者が少ないという部分もありますので。うちはいろいろな形で免許を取得するための補助金を出してますから、やはりそういう形でギブアンドギブじゃなくて、結局、こっちも出しっ放しで取るものは取ってもらわないかんから、やはりギブアンドテイクかなという気はするんですけど、そういう人たちが増えれば免許保持者が、やはり個体群管理というか、結局、頭数は獲っていくということになりますので、どっちかという話をすると、どっちもじゃけどですよ、それは抱き合わせてやったほうがいいっちゃけど、なかなかという部分がありますので、私としては気持ち的には、わなの免許を取ってほしいと、どんどん取って、例えば、自分のところは自分で守るというような感覚になると非常にいいかなというふうに思っております。

私はそう思います。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

なかなか難しいところなんでしょうけど、何とか個体数を減らして、被害を最小限に引きとめるような策を皆さんと考えてやっていければ一番いいかなというふうに思います。

それから、令和7年までの措置として追加補強材を整備することで侵入防止を図るというもので、新電気柵の地際対策に、電柵の下に張るシートがあるんですね、電気が通るやつが。それが1つの通電性があって、当たればびりっと来るというのもあるし、それと同時に、防草シートにもなるんじゃないかと思うんですけど、それについては、補助金関係は、やはりこれも申請はできるんでしょうかね。そのところ、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

私はそこ辺は詳しくありませんので、農林振興課長のほうに答弁をお願いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

今言われました防草シート、これは補助対象になります。

今回、ちょっと手元に資料がないんですけども、1地区、防草シートを申請している地区がございます。

以上でございます

【議長 山本 文男】

課長、防草という、どんな字を書くんですか。

【農林振興課長 松下 文治】

草を防ぐ。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

電柵の下にずっと敷くやつなんですね。それができれば、非常にありがたいなというふうに思います。

私も、今年はフェンスの中に電柵をして被害を最小限にしたんですけども、なかなか、そしたら、次のところに行って、次の人の田んぼはもう全滅というような形になりました。

私が最初に言いました一番、危惧しているというのは、今後、こういうことが続きますと、やはり今回で農業をやめようかなという人たちが出てくると思うんですね。だからそういうことをしないようにするための施策も考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますが、それについて、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

離農していくという可能性というか、おそれがあるということを懸念するということではございますが、確かに、やっとなんて作って収穫前に来るからですね。最初に来れば諦めもいいんですけど、ずっと育ててきたやつを実りの頃に出てくるということですので、そういう感覚になるのは、否めないなというふうには思うところがあります。そうならないように、やはり手厚くこういう形でやっていくしかないんですけど。

それと、今度はどういう形で田畑を守るかという話で、昨日もありましたけど、やはり組織というか、そういうものをつくる必要が出てきたと。

その組織も今ある組織でできればそれでいいと。できない地区はどうするかという部分で、ぱっと考えたときに、南郷と北郷はある程度、それができるんじゃないかという気がしてます。というのは、ライスセンターとかそういうものを持って、いろいろやってると。そしてまた、個人でも大きくやってるといふ部分がありますので、その人たちに相談をもちかけて、またどうすればいいかという話をしていきながらやると、また変わってくるかなという気がします。

その点、その西郷のほうがそういう組織というか、中山間とかそういう組織じゃ

なくて、現にライスセンターとかそういう部分で動いてるところがないという感じ
でありますので、そこ辺がちょっと難しいかなという部分はあるんですけど。

これが米の1等米の評価になってきているのかなという気がします。やはり1等米
を作れるというのは、それだけ熱がある、みんな一生懸命やってるという部分で、
1等米の評価がそのまま地区別の評価になっているという気がしてなりませんので、
最終的には、そういうことと今の鳥獣害の被害対策と、あとは組織をしっかりと、
持続的にできるようなものを作っていきたいなというふうに、農林振興課とは話し
ておるところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私の花水流地区の農地管理組合のほうでは、多面的機能のお金を使って、12月
の初めにフェンスの周辺の草切りをするんですね。それはもちろん時給で幾らで払
いますけど。そういうことをやったり、その始まる前に、勉強会で機械の安全講習
とかいろいろな刈り払い機の安全講習とか、いろいろなことを今毎年、やってるん
ですけども、そういうのをやりながら全体的に、少しではありますがフェンスのチ
ェックと、それからいろいろな農地のチェックも含めて、皆さんに協力いただいて
やっております。

だからそういうことで、私はできると思うんですね。草刈りをしながらフェンス
の周りをずっと全部、切っていくもんですから、だからそういうチェックをしてい
ただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

今後、そういうこともできますよということを何かの広報で載せて、先ほど言っ
たフェンスの網の設置と防草シートというか、そういうものの設置の件に関しても、
もうちょっと周知徹底していただけるとありがたいかなというふうに思いますが、
いかがですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいましたようなことを、また、いろいろな媒体を通して周知徹底を
していくという形はとりたいと思います。

また、役場のほうもいろいろな形の中で、これはどうか、こういう形はどうかと

ということで、皆さんに、議員さんに投げかけて、これはやはりみんなで考えていかなければ農地を守れないとか、昔の原風景が崩れていくという形になりますので、そこ辺は御協力をお願いしたいと思っております
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

最終的に、どういうふうにして鳥獣害の減を図るかということに対して、やはり個体を削減するためにはいろいろな、鉄砲で打つのもいいし、町長が先に言いました防護柵の点検とかいろいろな措置を取ったほうがいいと。それから周辺の草刈りからも全部するというような形が一番ベターなんでしょうけど、そうはいかないものですから、今後そういうことを含めて、鳥獣害対策をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

では、次の質問に移ってもよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【9番 甲斐 秀徳】

では、次の質問をさせていただきます。

それでは、2番目の、各種補助金の一部を美郷町の金券支給はできないかという提案でございます。

年間を通して各種補助金を支給しております。今回も、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、また、子育て世帯生活支援特別支援金、高校生の支援金なども含めて言いますが、一部を美郷町内で使える金券の支給はできないかということでございます。

現在、林業大学校生にも米なんかも支給しております。現金支給ばかりではなくて一部を金券的に使っていただくと非常にいいんじゃないかなというふうに思います。

といいますのも、金を与えてしまえば、よそで使ってしまえば金はこっちには落ちないからですね、金をいかにして回すかということを考えれば、一部の現金支給を金券に変えていただいて、例えば、高校生なんかは毎日、弁当持っていくと思うんですよね。その中で、弁当に使用する食材の購入を美郷町内で調達すると。だから米・肉・魚などの日用品を必要なものに変えるということが出来る、町内商工会の活性化にもつながりますので、そういう考えはないかなというふうなことをお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

趣旨は分かりますけど、なかなか難しい部分があるかなど。米とか牛肉に限るということ自体も、いろいろな生産者があって問題かなという気がします。

それを補助金で出すということはどういうことかという話になりますので、また、補助金要綱というか、その補助金の目的がありますので、それに違反をしないかとかいろいろあります。

ですので、もし出すとすれば、いろいろな形をとった中で、出すとすればというか、今、商工会でプレミアム商品券やらを出してますので、これは何を買ってもいいですよという話の中でそういう意図があるんですけど、そういう部分でやっていったほうがいいのかなあというふうに思ってます。

この金券ですけど、何でプレミアム商品券は出されるのかという話ですけど、「6か月以内」という部分でやってるから出される。法律が資金決済に関する法律というのがあって、それ以上、長くやるという話になると財務局長に登録とかそういうものをしていかんとできないということでもあります。

ですので、なかなかそこ辺が見えてこない部分もありますので、ほんならどうするのかという部分が出てきます。どういう制度設計をするのかという部分も出てきますので、本当に難しいのかなど。

金券は美郷町だけの通貨ということですけど、お金、通貨といえば普通、法定通貨といったら普通、日銀が出す今、皆さんが持っている。これは日本国が保証する。地域通貨というのは、もうそこの自治体が保証すると。昔の藩札と一緒にかなという。藩が崩れたら、その藩札は紙くず同然という話と一緒にかなというようになりますので、そう考えていったときに、この金券支給というかそれはなかなか議員が言うような、何か複雑になってくるような気がしますので、それはしないほうがいいのかと。

何かを特化するということは、ますますしたらいかんというような気がしますので、あらゆるものに対してという話なら、少しはプレミアム商品券を、結局、商工会、商工業の振興と、今度は町民のためという部分の2つに分けて出すことは、出すことはというか、そちらのほうにこの考え方をシフトさせたほうがいいのかというふうに思うところがあります。

ですので、非常にこのプレミアム商品券の話をしていきますけど、なんでAコープさんは入れんとやという話になってきますので、そこ辺で、1つはそれ、1つはこれという話をしていったほうがすっきりするのかなど。かつ、また、商品券、うちの商品券ですので、美郷町しか使えませんよという話をしたほうがじっくりくるというか、スマートになっていくのではなかろうかというふうに思っております。

議員、それを見たときに、もうちょっと分からないというのが、私の率直な思いでありました。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

それじゃあ聞きますけれども、今、高校生に年間10万円支給してますよね。これをどういうふうに使ってるかということの自治体の追いかけ調査なんかはしたことあるんですか。

使うのは勝手だからということで、してないと思うんですけど。

親はどんなして使ってるかと、親というか、子供にやったのか知らないけども、それはどういうふうに使われてるのかということの調査なんかをしたことはないんですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そこまでの調査はしてありませんけど、補助金の目的の中で、保護者にこういうことですよということでもありますので、それが教育に使おうが御飯に使おうが、その子供を育てるための補助金でありますので、ある程度はその制限はないと。

ただ、親が娯楽に使うとか、そういう形はもってのほかとっておりますが、そういうことはしていないと、これはもう信義誠実に基づいてお互いに、そういうものだという考え方でやっておりますので、多分、追跡調査はしてませんということですので、多分そうだと思います。

以上です。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

支援金のその使い方についての実態調査をしているかということだったんですけども、教育課内ではしてありません。

この大体の支援金の目的は、「高校生活に必要な費用負担の都市部との格差是正を努めるため」という形でやっておりますので、例えば、制服を買ったりとか、バッグを買ったりとか、そういったものに使うお金ということも十分考えられますので。

確かに、追跡調査して、それを娯楽で使ったりとかする場合もあるかもしれませんが、実際、生活として高校生には、やはりそういった服装だとか持ち物だとか、そういったものに多額のお金を使いますので、そういった部分のほうに使っているというふうに解釈しております。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私の推測するところでは、ほとんど携帯代に消えてるんじゃないかなと思うところがあつたんですね。それはそれで使い道があれば、結構だろうというふうに思いますけどもね。やはりそういうのもちょこっと今後、考えていただければありがたいかなというふうに思います。

せっかくお金をあげるんだったら、そういうことも必要じゃないかなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

私は、最初のきっかけが、東京都と大阪が出してるのが、お米をやるんですね。東京都辺りだったら、そりゃあ喜ぶだろうと思うんですね。米は買って食べなきゃいかんから。この当地にすると、ほとんどが農業をやってて誰かからもらうか買うかということでやってるから、そういうのは必要ないだろうと思いますけどもね。

大阪はこういうふうにやってますね。大阪府子供食費支援事業というので、お米クーポンというものをやって、それでインターネットで手続をするというような形でやっております。それから、東京都は、これは小池知事の肝いりなんでしょうけど、これもクーポンの配布をして、東京お米クーポン事業というのをやっております。1人当たり10キロを差し上げるというような形でやっておりますので、お金じゃなければ物的なものだったらいという解釈に取れるんですけど、町長の話では。それはどうなんですか。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことではなくてクーポンとか、まだ法律的に分からない部分があると。それをどれだけの期間にするのかとか、そういうもので非常に難しいんじゃないかという気がしたという話でありますので、精査しなければできないかという話ではないということでもあります。

ただ、美郷町で牛肉を買って食べましょうとって、どれだけ需用が伸びるのかと、全国です。そうしたときに牛の価格にどれだけ跳ね返っていくのかということを見ると、それはもう微々たるものという話に、微々たるものでもないということでもあります。

ですので、議員が思うところですよ。思うところというか、これをしてどうするのかという話です。

それよりか、私は、今の制度をいろいろな使うほうじゃなくて、作る方、そちらのほうをしっかりと手厚くというか、今の制度をもって、飼料とか燃油高騰いろいろな形の中でやっていきたいと、そういうことでもあります。

ですので、議員のほうは今度は消費のほうのお話でありますので、それを美郷町だけに限定してという部分でそれをという話にしたときに、どのような効果があるのかという部分も、未知数ですけど、その制度設計をするときに非常にちょっと難しいんじゃないかなと。

ですので、やるとしても、時間が少し必要だと。

ここでほんならやりますわとか、できませんという話ではできませんけど、その制度設計がそのどういう形になるのかというのが今の時点で私の頭の中でピントこないということでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

それでは、検討の余地はあるということですか。それとももう全然ないかということなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

検討はしてみます。検討をして、いいということになれば、考えていかなければなりません。今さっき言ったように、作るほうを大切にするのか、買うほうを、消費者を大切にするのかと、天秤をかけたら、私は、作るほうが重きがあると思っておりますので、そういう形にしたいというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

私が思うところは、町の思いもあるし生産者の思いもあるし、商工会の人、また地産地消ということにも含めて、全体的にうまく回ればいいかなと。

私は、「全額をくれ」と言ってるわけではないんです。

例えば、これ仮にですよ、仮に高校生10万円をやったときに1万円か2万円かでもいいと思うんですね。1割ぐらいを商品券で、物の足しに、その食費の足しになればいいかなというのを思っただけであって、その全額というような形でもないし、そういうニュアンスなんですけども、今後、それを真剣に考えていただくと非常にありがたいかなというふうに思います。

進展がないようですので、これでもう、あとは町長が考えていただけることですので、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

これで、9番、甲斐 秀徳議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

再開を11時といたします。

(休憩：午前10時51分)

(再開：午前10時58分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。通告順調に質問を許します。

1番 若杉 伸児議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番 若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

本日は、通告どおり 2 問ほど質問を予定しております。どうぞよろしくお願い致します。

まず初めに、ちくせん(地区別定住戦略)事業についてお伺いします。

令和 2 年、6 地区より始まったちくせん(地区別定住戦略)事業も、現在、町内全域 24 地区で実践されております。各地域の特色を生かした様々な活動と考えますが、町として、これまでの各ちくせん(地区別定住戦略)の取組の成果をどのように捉えておられるのかお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「ちくせん」の効果も、成果をどのように捉えているかということではありますが、各地区の任意団体等の属性に捉われず、地区の未来を考える場に役場も関わりながら話し合える機会が増えたこと。

次に、これまで顕在化していた地区の課題に対して少しずつではありますが、自分ごと化として目を向けるようになってきているのが大きな成果ということかなと思っております。

この地区別定住戦略は、自分の地域をどうするかということでもみんなで考えてくださいねという話で投げかけた事業でありますので、非常にその分には自分たちで中身を精査し、どうするかという部分を考え始めたことが一番大きな成果であると思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番 若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

私も、地域のこの活動に携わっております。執行部の皆様方も多分、各「ちくせん」でかなりな地で活躍されてる方がほとんどかなというふうに考えております。

この事業の開始当初、いずれの地域も一体、何を始めればいだろうか、雲をつかむような状況であったんじゃないかと、私は考えます。まず何よりもこの「ちくせん」という言葉自体を、地域にどう浸透させるかという、これもまた第一の課題だったと、私はそのようなことじゃなかったかなというふうに考えております。

その後、行政によります指導、サポート、また、私はこれが一番に大きいと思うんですが、各組織間の情報交換。何をやってるか、ほかの地域が。そういったことを知ることで、徐々に活動が具体化されていったんじゃないかというふうに私は捉えております。

私は、地元の人からよく、「ちくせん」って一体何やとるの。「ちくせん」て一体、何をしよとや」と聞かれます。

そのときに私は、こういうふうに答えるようにしてるんですが、「地域おこしの一環よ」と。「地域おこしの一環として、何か活動しよとよ」というふうに、私は答えております、常に。

私が記憶してる中で、はっきりとじゃないんですが、町長がこの「ちくせん」を例えるときに、「何でもいいから取り組んでみるや」と。「何かせんと始まん」というような表現をたびたび使われていたような記憶があります。

私もそのとおりでというふうに捉えております。

最近、もう2年目、初めての年度の地区もあります。2年目を迎えて、この「ちくせん」と言葉も、徐々に地域に浸透しつつあって、その活動の成果も徐々にではありますが、実を結んでおるんじゃないかなというふうに、私自身は捉えておるんですが、その辺、町長はどのように捉えているか、お伺いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、最初は何のことかという話で戸惑いも多く、計画もそれぞれの温度差が出てきたというのも事実ではありますが、ここにきて、ある程度、何をするのかという話の中で、議員おっしゃったようなことかなというふうに思っております。

私がよく言うというか、「何もせんかったら、もう本当終わりだ」という話で。そういうことでやっぱりその地域、地域の特性に合った地域おこしをしていただければいいと。

その中で、何かが見つかって、それによって地域が活発化してくるという話、そして地域が進み住みやすくなるということにつながっていけば、それは大きな成果だと思っております。

当初は何事やという話が多くあったというのも否めない事実ではありますが、今に

至って、ある程度、そういうことで浸透してきたかなというふうには認識はしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も同感であります。

今年の2月に議会のほうで、島根県の邑南町、先進地であります。研修に行っていました。その際に説明された担当の方がちょっと言われたんですが、T P P っておりますよね、環太平洋パートナーシップ協定、多分これにもじったと思うんですが、「T T P でやりなさい」というふうに言われたんすよね。T T P は何かなと思ったら、よいことは徹底的にパクレだそうです。

これはちょっと私の地元のことなんですが、来年の「ちくせん」カレンダーを作成しました。令和6年のカレンダーです。

これは、表紙を含めて13枚です。私の地元渡川の四季折々の写真を使いまして厳選して作りました。それで、地区の129戸あるんですが、無償で配布することにしております。今週末辺りぐらいから配ろうかなというふうに思っております。

そのときに、各地区に役員を配置しまして、無償で配りますと。「もし、ほかに必要な方がおれば、原価で提供しますから要りますか」というのを各戸に129戸、聞いてまわりました。

そしたらですね、今現在で、別個に156枚の注文を受けております。多分、これは家に2枚、3枚貼る人はおらんから、多分、自分の子供とか兄弟とか孫とか、ほとんどが地区外、町外の方に配布するんじゃないかなというふうに、私は考えております。

この下のほうに、「ちくせん」とは何ぞやというののちちゃんとここに書いております。ですから「ちくせん」で、なんだろうなと思った人が、これを見たら、こういった活動をしておるといふふうに分かってもらえるかなあというふうに考えております。

せっかくですから、これは来年度の取組なんですが、来年度、令和7年ですね。今回、令和7年に関しては、広く今度、写真を募りまして、フォトコンテストという形でカレンダーを作りたいなというふうに考えております。

私になぜこの話をしたかという、さっきのT T P に話が戻ります。

これは、西郷の小川地区のカレンダーをパクリました。今年の夏祭りですね。いだごろ祭り。このときに、渡川「ちくせん」ではっぴを作りまして、そしていだごろ踊りに出ました。

また、美郷南学園の運動会でもいだごろ踊りがあるんですが、これにも、そのはっぴを着て出ました。

このはっぴは、ちなみに南郷の神門中区「ちくせん」のパクリであります。

執行部の方も渡川に行かれたら気づくかもしれませんが、鬼神野からトンネル抜けて、ちょっと広場があります。左手側に、「ようこそ、ひえちぎり唄発祥の地 上渡川へ」という看板が立っていると思います。

あれは今年4年ぶりにひえちぎり唄全国大会が開催されたものですから、ちょっと地元から盛り上げるということで作った看板であります。これは、地元の水清谷地区「ちくせん」これをパクったものであります。私は、いいものはパクるというのは本当にいいことだと思います。

そこでお伺いしたいんですが、これは通告書には載せていないんですが、こういった、先行事例、優良事例、これは面白いとか、これは斬新であるとか、そういったものがあれば、せっかくの機会でありますから、皆さんにちょっと分かってもらう上でも、数点、挙げてもらおうとよろしいんですか。

お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

24地区全てを把握しておりませんので、企画情報課の課長のほうにそれは答弁させていただきます。よろしくお願いします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

議員お尋ねの先進的な取組ということでございます。

全てということは御紹介できないかもしれませんが、御紹介させていただきたいと思います。

この「ちくせん」事業では、目的としまして1つ目に、地域の人口減少に歯止めをかける事業。私どもは人口減少対策事業と呼んでおります。

2つ目に、地域課題の解決を図る事業、地域課題解決事業と呼んでおります。

3つ目に、地域の交流関係人口の増加を促進する事業、交流関係人口増加事業と呼んでおります。

この3つの目的に沿って事業が展開されております。

議員お住まいの渡川「ちくせん」でも、地区内の農産物を日向地区の直売所へ運搬するという実証的に始められたという話も伺っております。これも先進的な取組の一つではないかというふうに考えております。

その他の特徴的な活動を一部紹介させていただきます。

まず1つ目に、「ちくせん」全体で空き家対策に関する勉強会を実施したこともご

ざいまして、多くの地区で、空き家のリスト化、所有者調査などの取組が進んでおります。

2つ目に、地域資源であります特に、川などを利用して、魚のつかみ取り、釣り大会などのイベントが各地区で開催されております。

3つ目に、複数の地区が休耕田などを利用しましたひまわりやコスモスなど景観作物の栽培を実施しておりまして、町内外から景観を目的に来られる方も増えておりまして、近くの直売所の売上げが伸びたという話もお伺いしております。

4つ目に、高齢者の生きがいや健康づくりとしまして、高齢者を対象としました野菜の栽培講習会を実施している地区も複数ございます。

5つ目に、「ちくせん」実行委員会とここ数年間で地区に移住された方との交流会、それぞれが移住してきたけども面識がなかなか深まらなかったということも伺っておりますので、そういったことで交流会を実施しているという地区もございます。

なお、今週末の日曜日17日ですけれども、交流関係人口を増加させる事業としまして、鬼神野地区では森の駅でのクリスマスパーティー、若宮地区では若宮造次郎公園の完成披露イベント、北郷の小原地区では、「こぼるぼけなくんNo.1決定戦」といったような「ちくせん」活動が実施されることとなっております。ぜひ、議員の皆様方も足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

このように、ここでは紹介しきれないほど各地区で特色のある取組が実施されております。

しかし、それ以上に私、担当課がすばらしいと感じておりますのは、先ほど、町長も申しあげましたように、各地区で属性に捉われず地区の未来を考える場ができたということ。

また、地区の課題に自分ごととして少しずつ目を向けられるようになっていくという姿勢が大きな成果として考えているところでございます。未来を考える場、自分ごと化する姿勢、この2つがあれば、今後も各地区ですばらしい取組が生まれてくるものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長からの説明が、終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

丁寧な御説明ありがとうございました。

私も、たまに会議に出席したときに、やはり他の地区の活動状況というのは非常に参考になりますし、頭が下がる思いで、頑張ってるなというふうに考えております。何より本当、全体で取り組んでおるといのがまた最大評価できる点だなというふうに痛感しております。

今、各「ちくせん」のことをお伺いしましたが、今度は行政のほうについてお伺いしたいと思います。

行政のほうでは、各「ちくせん」への指導・サポートをやっておられますが、現時点で、今まで成果として評価できること、逆に改善点、問題点があれば、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど言いましたように、そしてまた課長も言いましたように、その地域を自分ごととして考えるようになったというのが、非常に大きなことかなというふうに思っております。

ですので、また言いますけど、何もしないよりかはよかったという評価ができるのかなというふうに思っております。

改善点として、先ほど言いましたように、タイトなスケジュールの中でどんどん進めてきた。ですので、「ちくせん」とは何ぞやという話が出てきたのも事実だということでもあります。その中で、なかなか地域の合意形成をするまでに時間がかかったり理解するのに時間がかかったりしたということでもあります。

今年度より、そういうことを通して「ちくせん」のコミュニティーマネジャー、結局、地域おこし協力隊を入れていろいろな形の中で事務局体制を整備しまして「ちくせん」かわら版というようなものを作って全戸配布とか、そういうことによってうちの「ちくせん」の取組とかそういうものを分かっていたかのようにやってるということでもあります。

地域の信頼関係を築きつつやっていってほしいということでもありますので、今後各地区と対話をしながら、あまりこちらがこうしなさいという話はもうなくなってきたと。こうしたらどうでしょうかというようなことは言いませんので、地域の自主性に任せて、頑張っていただければいいのかというふうに思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私は、活動しておる者の一人として、今現在、課長を含めて、直接、この「ちくせん」事業に関わっている職員が2名であります、課長以下ですね。今年度より地域おこし協力隊員としてコミュニティーマネジャーという方が入りまして、実質3人ですね。この職員、課長を含めた3名。この方の「ちくせん」事業が始まってか

ら配置は変わってないかなというふうに考えております。

実際、この3人で、課長は別として2人の職員とコミュニティーマネージャーが3人で、この24地区を指導サポートするにはもう限界があるんじゃないかなというふうに考えております。もう事業も進んできましたので、各地区でそれぞれ活動を展開するようになってきましたので質も上がってきました。それに対して、3人の職員で24地区全てをサポートするのはかなり厳しいというふうに、私は捉えております。

その中で、今度は支援員という方がいらっしゃいます。美郷町から支援員として指定されてる方、この方が3名です。それと委託して来ていただいている方、この方々が3名、計6名です。各地域を任されている人もおれば、全体的に支援員として活動されてる方もいらっしゃいます。

私は、役場職員の方はよく知っている方ばかりです。地域おこし協力隊員の方も、もともと私の地元の方でありました。ですから、役場職員の方に関しては、言いたくないとも言えるような、そんな間柄でやり取りができておりますが、この支援員という方は、やはりよその方であったり、地元の方でも今回、この事業を通じて初めて付き合いが始まったような方で、なかなかその距離感が縮まらないんですよ。ほかの地区の「ちくせん」はどういうふうに捉えているかわかりませんが、私はちょっとこの支援員が、もう悪いとこじゃないですよ。もうちょっと地域に入り込んで、できればもうこの「ちくせん」のメンバーとして活動できるような、この支援員のサポート体制を充実することが、ちょっと行政側の事務的な仕事の削減にもつながるんじゃないかというふうに私は考えてるんですが、その辺はどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ありがとうございます。実態は課長のほうが把握してますので、そちらのほうに答弁をさせていただきますけど、言われるように、やはりどっかで止まるといけないという部分がありますので、やるからにはスムーズにという部分で人との関係です。ありがたい提案をいただいたというふうに思っております。

そこ辺はあと課長のほうでお願いいたします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

人数につきましては、先ほど若杉議員がおっしゃったとおりでございます。地域の集落支援員の方が3名、それから全体の委託をしております藤山先生のところの

支援員ということで3名の方が入っております。

私も同感で、集落支援員の充実を図っていく必要があるというふうに思っております。現在、地区でいきますと南郷のほうに2名、北郷のほうに1名ということで、西郷には集落支援員が今現在、配置されていないということでございます。

人選的なものもあって、私たちは入れたいという意向があるんですけどなかなかそこが進んでいないというのが実態でございます。

それともう一点、集落支援にどういった業務を担わせるのかというのがちょっと明確になっていないのかなというふうに、お話を今お伺いしたところでございます。

今後、さらなるスキルアップも含めて、人員の増員も検討しながら、充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

説明が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も、この支援員がもう少し各「ちくせん」に、もうメンバーみたいな感じで入って活動することが、今後また発展することにつながるかなというふうに私も捉えておりますので、今、担当課長のほうもそのような答弁でしたので、今後のまたより一層の「ちくせん」支援員の増員もしくはその指導・教育辺りを、またお願いしたいというふうに考えております。

この「ちくせん」事業については最後であります。本事業の先進地であります島根県邑南町、ここが今、既に美郷町が一律給付金を一定額、支援して活動を行うという、こういった事業を2016年から2019年の4年間で終了しまして、もう2020年より発展事業として展開しているようであります。

この実践例を踏まえて、美郷町はもう来年3年目を迎える「ちくせん」もでございます。最終年ですね。その辺を含めて、今後の持続的な取組についてお伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

こういう形を通して、地域の持続可能な形で地域づくりができればいいということで、邑南町がそういう形になってきているということです。

今、種を蒔いてやっとな芽が出ている状態かなというような気がしております。今

後は、今度はある一定のものが出てきますので、またその精査と、今度は大学や民間企業等の外部の力も借りてやっていきたいなというふうに思っております。

そのために、そういうことの力をかりて人材育成とか、本当に明確な地域ビジョンの作成とか、そしてコミュニティーの在り方とか、そういうものにつなげて行って、楽しい地域というか、そういうのが持続すればいいというふうに思っております。

ですので、この3年間は、ある程度、基礎的なもので種まきをして、その種を今度はどんどんどんどん次は育てるよりよい芽を吹かせて、立派なものにしていくための時期に差し加かってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

これは個人的な考えではありますが、やはり「ちくせん」事業のみならず、やはり補助金を当てにしての事業というのはやっぱり発展しないのかなというのがありますが、今、活動しているのが、多分、ほとんどの地区がソフト・ハード関係なく、ある程度、補助金の中でこういうことをやってみようというのを前提にした取組だと思っておりますよ。

今後は、一律どの「ちくせん」にも一定額を与えるという方式でなくて構わないですから、例えば、邑南町で聞いた、コンペ方式ですね。例えば手を挙げてもらって、これは面白いといったところに活動補助金を出すとか、それからまた、活動して、その活動内容の実績に応じて補助金を出すとか、そういうような方法で、今後こういった補助を続けていくということに関してはどのようにお考えか、お聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この3年間はという話の中で、一律、一定額を各24地区出しますよという話で進めてきましたが、今後どうするかという話であります。いろいろな形の中で「ちくせん」の部分で、そこの地域自体でできない部分もありますので、それはもう町がやったほうが早いという部分があれば、そういうのは町でやっていくと。

補助金関係ですけど、まだそこまで煮詰めておりませんが、やっぱり何かする

ためにはそういうその活動資金が要するということでもありますので、今、議員から言ったコンペ方式とか、いろいろな実績に基づいてとか、そういうものが考えられるということではあります。

やはり24地区を競わせる意味でもないわけなんですけど、それぞれの実情は違いますので。でも、皆さんが地域の方々が一生懸命やっている部分について、こういうことをするためにという話であれば、やはり補助金は出していきたい。

ただし、「全額を」という話では今後はないということで、補助金付けというのは補助金って何かという話で、今さっきのものになりますけど、その補助金という話をしたときに、永久に続くものではないという気がしますので、やはりそういう部分で考え方も少しずつは変えていくというか。

ある程度やっていったときに、行政がもう何もしなくても、そこが動き出すということかなど。それがなくなったときには、やはり公民館活動とかそういう中にそういうものを入れて、「ちくせん」活動というかそういうものも継承していただくという形のほうがいいかなというふうには思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

補助金に関しては、ある程度、前向きな意見をいただいたかなというふうに考えてます。

私は、町長が先ほど申しましたように、「今、種をまいたところで」という話でしたが、私は、令和はもちろんですけど平成も考えて、自治組織の活動とは別として、こういった町内が一律何か目標に向かって新しく活動を始めたというのは、私はこれ、まだ初めてじゃないかなというふうに考えております。

これは非常に、競争ではないということでもありますけど、やはり自分たちの地元を見直す、従来の目的というのは移住定住者を増やして10年後、20年後に少しでも自分たちの村を、人口を残すという想定もできております。

ですから、それに向かっていろいろ事業展開をしていくということでもありますから、これはもちろん公民館組織の協力も重要ですけど、根付くまでは、何とか行政のほうも支援をしていただきたいというふうに考えています。

これで、1問目の質問を終わらして2問目に移りたいと思いますが。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【1番 若杉 伸児】

それでは2問目の質問に移らせていただきます。

これは、今月の広報みさとの12月号であります。

この表紙は、これは南郷水清谷です。4年ぶりに多分、祭りが開催されたんじゃないかなというふうに思っておりますが、これで「つづらんいっか」と読むんだそうです。

私もよく知ってたんですけど、昔から知ってるんですけど、ここは前夜祭に地芝居を行って、それがかなり本格的な地芝居だそうです。一度でも見てみたいと思うんですが、祭りが一緒なんです、私の地元の渡川と。11月の第二土日で、一度も行ったことがありません。非常に残念です。

今回の質問というのが、町内各地域における伝統芸能の再開についてお伺いいたします。

本年5月より、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、全国的にも様々な地域活動・伝統活動が再開しつつあります。町内各地でも、今年のお祭り等を開催されたようではありますが、本町における現状をどのように捉えておられるのかお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

5類に移行したということで、ある程度、足かせがなくなったということで元の状態に戻りつつあるのかなということで、各地域で伝統芸能といいますか、神楽とかそういうものがお祭りの中で披露されるようになったということで、全て元に戻ったとは言いませんけど、そういう形でまた復活、復活というかやろうじゃないかという気運の中で、それぞれの地域ごとに、なっているということで感じておりますので、これはこれでよかったかなというふうには思います。やっぱり伝統的なものがなくなっていくというのは本当に寂しいものでありますので、それが、ここに来てそういう状況の中で、情勢の中で出たということは本当によかったと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児 議員。

【1番 若杉 伸児】

実は、私の地元渡川地区においても、新型コロナの影響によりまして、今、地区を挙げての一大行事であります秋の例大祭。これが令和2年、令和3年と2年続けて神事みの開催でありました。昨年3年ぶりに開催されたんですが、それまでは、土曜日、日曜日にかけての2日間開催でありました。

ただ、コロナの影響もあるということで試しということで、1日のみの開催にしてみてもどうかということで、昨年土曜日1日のみの開催としました。

その後、1年間いろいろな機関と協議した結果、本年度より土曜日1日開催にしてはどうかということで正式に決まりました。

私は、50年近く地元の祭りを見てきましたが、祭りは土曜日と日曜日の2日間というふうに、もう頭の中に固まっております。今年から土曜日の1日開催ということになったというのは、もう非常に寂しいというか残念でなりません。

ただ、私の地区でも遅かれ早かれ少子高齢化に伴いまして、そのうち2日の祭りはできなくなるだろうと、いずれは1日になるだろうというふうに、皆さん薄々は感じておりました。

ただ、今回の新型コロナの影響によってそのことに拍車がかかったということについては間違いありません。

そこでお伺いしますが、本町の伝統芸能において、新型コロナの影響により開催中止を余儀なくされ、その後も再開されていない、また再開の厳しい地域や団体があるのかお伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この伝統芸能の所管は教育課でありますので、そこについては教育課の教育長のほうで、答弁をさせていただきます。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

伝統芸能につきましてですが、様々な取組が各地区で行われておりますけれども、伝統芸能につきましては、美郷町におきましては1つの線を引いております。

美郷町においては文化財保護調査委員会で調査を行った上で、伝統芸能団体として認定し、補助金を交付したりしているところが現在23団体でございます。

その23団体を中心にしてお話をさせていただこうと思っております。

その内訳としましては、神楽保存会が8団体、臼太鼓保存会が6団体、それから浦安の舞の保存会が4団体、盆踊り保存会が同じく4団体、練り踊り保存会が1団

体と、そういうふうな内訳になっております。

議員、御指摘のとおりコロナ禍において中止を余儀なくされたところもあったんですけれども、この23団体については、それぞれの活動が、それからその後は再開されていると聞いております。

地域の祭り等で奉納されたりして、先ほど言われましたとおり完全な形ではないかと思えますけれども、23団体全ては復帰しているというふうにつかんでいるところです。

ただし、それ以外の文化協会等で行っているカラオケとかそれからコーラスとか、そういったところによりますと、やはり人口減少が加速化してなかなか再開は難しいといった団体も中にはあるというふうに聞いております。

以上です。

【議長 山本 文男】

教育長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

今、23団体、これがもうコロナによって中止だったことを乗り越えて、全てまた復活したと、これは本当にうれしいことだなと。引き続き、頑張っしてほしいなというふうに思うところであります。

実は、これ、ちょっと内容をはっきり覚えてないので申し訳ないんですが、数週間前にテレビニュースで見たんですが、高千穂の話題だったというふうに記憶しております。

内容は、「新型コロナの影響により中止になっていった夜神楽が数年ぶりに復活した」というものでありました。しかし、「賄い等の負担が大きく、昼神楽に変更を余儀なくされた」というものでありました。また、地元で祭りについてアンケートを採ったところ、「もう神楽をやめてもやむなしという意見が出た」というのが、テレビのニュースで報道番組か何かで放送されておりました。

こういう意見が出るのかなというのがもう非常に残念で、実は私、昨年9月の議会で、「コロナ禍における伝統芸能の継承活動について」ということで、質問させていただいております。

その際に、「現状をどのように捉えますか」というふうに町長に聞いたところ、これは私のほうでちょっと要約したんですが、「継承活動については、同様に心配している。ただし、今の情勢を考えると、行政から開催を推進する状況にはない。各地域からによる判断だと考える」ということで、私はもうあの状況からしてそれは当然の判断だったなというふうに考えております。

またちょっと話は変わるんですが、12月2日、4年ぶりに南郷でひえちぎり唄全国大会が開催されました。私の地元渡川地区に古くから伝わる人情豊かな労働唄ですかね。大会としては16回大会だったらしいんですけど、中止の期間があったもんですから、ちょうど20年目の節目の大会であったそうです。私は恥ずかしな

がら、20年目にして初めて拝見させていただきました。

県内各地から、遠くは熊本県からも参加がありまして、約140名の民謡愛好家の方が参加しておりました。実は、この民謡大会の中で、アトラクションとしてこのひえちぎり唄に合わせたひえちぎり踊りという踊りがございます。これは、もともと私たちの地区にありますちえちぎり保存会という団体が参加して踊りを披露しておりました。

ところが、もうほとんどのその会員の方が80歳以上の高齢です。しかも、コロナ禍によりも3年間、開催されておりました。そしてまた残念なことに、この中止期間中にこのひえちぎり保存会の会長さんが亡くなりました。今回、もうこの参加さえもちょっと危ぶまれておったんですが、何とか先輩方のバックアップもありました。そして、何よりも今回9名の方が参加したんですが、ひえちぎり踊りに。それまで参加していた方は2人です。50代の方が2名です。あとの7名という方は、40代、30代の方でありました。短期間で、それも付け焼き刃的なことで始めたんですが、これ「ちくせん」とちょっと話がかぶるんですが、「ちくせん」事業のことでもあったんですが。

私が言いたいのは、なぜこれが急に思いついてできたのかということでもあります。

これはちょっと教育課のほうには前もって言ってなかったんですが、ちょっと教育課のほうの話も伺いたいんですが、これができたのは、このひえちぎり踊りというのが、旧渡川中学校時代に、女子生徒は3年間、運動会でこの踊りを披露しておりました。慣れ親しんだ踊りでありました。ですから急な話をしたんですが、1日か2日の練習で踊れるようになりました。

私は、「よく踊れたね」というふうに話をしたら、「数十年ぶりだったけど、中学校時代に踊りよったから何とか体が覚えとった」という表現をされました。

私が先ほど言った今年の9月議会で教育長に同じような質問をしたんですが、今後こういった文化伝統芸能活動の後継者がいなくなると。何とか、学校教育の場でこういったことをまた指導していってもらえないかという質問したところ。このときの教育長の答弁が、「学校教育にも伝統芸能を取り入れ、運動会等において発表している。この活動を通じて、子供たちが興味を持ち、後継者対策につながればと考える」というような前向きな答弁でありました。

まさに、今回のことはそのとおりだったんですね。今後も再確認の意味ではありますが、学校教育を通じて、こういった伝統芸能活動を継承していく、そのような場を設けていただきたいというふうに考えておるんですが、お願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 山本 文男】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ありがとうございます。今年の6月に、文科省から出されて閣議決定されました。新しい教育振興基本計画の中にも、やはり郷土の伝統芸能等を学ばせながら、持続可能な社会づくりに貢献していけるような人材を育てていこうというような大きなテーマが掲げられております。

教育委員会としましても、学校に対しまして、それを受けて、やはり地域と一緒に

に活動していくことを重視していきましょうという呼びかけはしているところです。

それぞれの学校も、やはりこれまでも、例えば、南郷では、先ほどありましたように運動会でいだごろ踊り、さらには禎嘉王ダンスを新しいもの、伝統芸能とはいえないとは思いますが、そういったものもやっております。

それから西郷でも西郷音頭を運動会で踊ったり、それから学年を分けて若宮神楽の神楽だとか、あるいは上野原の臼太鼓、そういったものを学校で工夫して教育課程の中に入れて取り組んでいるようでもあります。

北郷においても、これは地域の活動になりますが、練り踊り等も取り組んでいるというようなことで、それぞれの地域で子供たちに伝統芸能を学ばせる機会というものを取り入れているようです。

今後、これをどうするか。

例えば、渡川のひえちぎり踊り、こういったものを取り入れるかどうかというのはやはり学校のほうにお任せしていった自発的な活動をさせていきたいなというふうに考えております。

特に、そのときに出てくるのが、去年から取り組んでいる学校運営委員会、これがございますので、その学校運営をしていくときに地域の人たちと校長が一緒になって、どのような行事を教育課程の中に取り入れていくか、そういうふうに取り組んでいただけるとありがたいのかなというふうに考えてるところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ありがとうございます。今、ひえちぎりの話が出ましたが、実は新しい7名の女性の方がいたと。その中に1人、美郷南学園の8年生の女の子も参加しました。

ひえちぎりに関しては、多分、「ちくせん」でも取り組んでおりますので、多分、私たちがやれるんじゃないかなと思いますので、そのほかの方についてですね。

ちょっと今、教育長が触れましたから、私はこれは夢でもあるんですが、美郷南学園のいだごろ踊りですね、これが唄と、唄というのは口説きといいますけど唄ですね。口説き、それと囃子、合いの手ですね。それと三味線、太鼓、それと踊り、この5つが一体となって、「盆棚、盆棚」というふうに言ってますけど棚ですね。でやるんですよ。

私は夢なんですけど、以前は各地域が回りで生演奏しとったんですよ。できれば、子供たちがこれを全部やってくれんかなと思って。

そうすると、先々今の棚もなくなってきております。将来、Uターンして帰ってきたときに、また盆棚ができちゃいけないかなと。これは私の夢であります。

最後に、最後の質問をさせていただきたいと思います。

地域サポーター事業というのがありまして、私は今度、地元の秋祭りにこの地域

サポーターで役場の方に来ていただきまして初めて知りました。

聞くとところによると、神門辺りの、神門上区の収穫祭とかそういうのにはもう前から参加されてたそうです。この地域サポーター事業、これは各地域の様々な活動に役場職員が積極的に参加しているようであります。まさに時代のニーズに適している事業だというふうに考えておりますが、今後より一層、制度を拡充する考えはないのかというのを伺いたしたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この地域サポーター制度ですが、何でかという話で思うと、職員が地域をあまり知らない。もう合併してなおさら知らないという話の中で、やっと思ったほうがいいんじゃないかと。

ちょうどその前の町長は、広報誌等を各家庭に配布をさせていたという経緯があって、それよりかやはり職員を張り付けて、その地域の実情なりその地域の方々とコミュニケーションを取りながらやっていくほうがより効率的ではなかろうかと思ひまして、平成31年度から始めて、今、町内24地区に155名の職員を張り付けております。

その活用方法は、区長会等でこういうことで使ってくださいよという話をしてるんですが、あとはその区長さん、館長さんと話しながら、いついつこんげなことがあるから来てくださいねというような話で、どんどん使ってほしいなというふうに思っております。

ですので、このサポーター制度は職員を派遣するから事故があったらいかんといういろんな意味で、ちゃんとそのものはつくっておるつもりでありますので、あとは拡充というか、今度は各地域の公民館の地区のというか、あとはその利用の仕方というかそちらのほうにかかってくるのかなというふうに思っておりますので、本当に利用というといけません、何かそういう形で職員と交わって、その職員のスキルアップにもなりますので、そういうことでお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1 番 若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

私は、今、町長が述べられたとおり、そのときは3名の方、1人は地元でした。2名の方は西郷と北郷の方ですが、来ていただいたときに、もう私びっくりしたし地元の人たちも、本当、高評価で多分、うちの地区は初めてのことじゃなかったかと思うんですよ。本当、高評価でして、それがあったもんだから、これ、一応載せたんですが、後々ちょっと話を聞いたり自分でも思ったんですが、週末とか、祝祭日の行事が多いんですよ。また、それぞれの地元でもやはり同じ時期に同じような行事があるんですよ。また、子育て世代の職員の方なんかは特に、週末とかはもうほぼスポーツの行事が入ったりとか。もうそうすると、参加できる職員という方はもう限定されるんじゃないかなという思うんですよ。

また、これは出勤扱いになりますから、代休を取らないといけないとかなった場合に、皆さん多忙な業務の中で、しかも働き方改革が盛んに叫ばれている中で、これまた代休とかも消化できないとかいうようなことになったら、これは逆に問題じゃないかなというふうに捉えてあります。

ただし、この事業自体は非常に意義のある事業であるということは私も間違いないと考えております。

私は、この質問はここでやろうか、さっきの「ちくせん」でやろうかと考えたんです、大分。流れ的にこっちで取り上げたほうがいいかなと思って取り上げたんですが、これもちょっと私の考えなんです、この事業自体を、何か「ちくせん」と絡めてできないかなと。今後、「ちくせん」活動の一環に取り込めないかなというふうに考えたんですが、これ言ってなかったんですけど、どんなものでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

あとはその使い方と、使い方と言ったら語弊があると言いましたけど、やっぱりどういう形で来ていただいてやるかという話の中で、「ちくせん」も一つの地区の事業の一つと考えれば、そういう形で意見とかそういう話し合いの場に来ていただくというのはやぶさかではなかろうというふうに思っております。

確かに土曜日、日曜日にいろんな行事をやりますけど、一つ、職員のほうにはいろんな事情もありますけど、やはり職員としてすべきこともありますので、それを考えて、これじゃああじゃあという話になると何もできませんので、ある程度、大ざっぱに、取り扱っていったほうがいいのかなと。どうしても来れないときは来れないという話で結構ですのでという形で職員には言ってますので、そういうことで議員おっしゃるような職員に来ていただくということはもう全然やぶさかではないと、そういうふうには思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番 若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

地域サポート事業、これとその「ちくせん」、私たちも地元「ちくせん」で活動してる者の一員として、今後、また執行部のほうと話を詰めながら、いいほうに話が進めていければいいかなというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願います。

私の質問は、以上で全て終わらせていただきますが、執行部の皆さん方には、多分、議会事務局のほうより、追って何か連絡あるかと思うんですが、今回の12月定例議会より、議員の一般質問について、執行部の方から評価がいただけるそうです。

これはあくまでもその人の考えだそうですから、多分、今回初めての試みですので、多分、申し込むのは私だけかなというふうに考えております。

これは無記名でよろしいそうですので、もちろん表記していただいても構いませんが、無記名でいいそうですので、付度なく評価していただければなというふうに考えております。

今後の、一般質問の大いに勉強、参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、事務局のほうにそういった連絡があったら、私のほうにはどうぞ、採点のほう評価のほう、よろしく願います。

これで、終わらせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで、1番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

休憩に入ります。

13時から再開します。

(休憩：午前11時49分)

(再開：午後12時54分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番 兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

昨日から、議員のそれぞれの方がそれぞれの思いを一生懸命、質問をされてきたと思いますが、私はそれこそちょっと準備期間が少なくて質問の要旨等をもうちょっとまとめるべきではなかったかなと考えているところでございます。このまま質問を続けさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をただいまから開始をいたします。

1番目の町の公共工事の入札及び契約について。

現在、町の公共工事の入札方式は、指名競争入札以外にどういった方法で行われているのかを、伺います。よろしくをお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

公共工事の入札についてであります。

町の財務規則の規定で130万円を超える工事につきましては指名競争入札で、予定価格が130万円以下の工事につきましては随意契約で落札者を決定できるようになっております。

しかしながら、公共調達には競争入札が原則であることから、平成24年4月に財務課長通知文で示された随意契約の予算執行の運用により、予定価格が50万円以上の場合には、原則指名競争入札としております。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

今、町長がおっしゃいましたとおり入札や公共工事の種類は様々あると考えますが、町の入札は主に主流が指名競争入札ということで拝見をいたしました。

指名競争入札は町内の良質な業者を選定することで質の高い工事の確保ができて、町内の環境の改善や生活の質の向上など、町民の生活を支えることにつながると考えます。

また、従業員や業者の意欲を引き出す相乗効果も期待できますので、指名競争入

札は有効な方式だと私は考えております。

次の2番の②の町の入札方法は、国や県の方針に準じているのか。

また、町独自の基準を定めて行っているのかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その公共工事の指名競争入札及び随意契約に当たりましては、建設業法などの国の法令を基準とし、美郷町財務規則やその他の町の訓令に沿った執行を行っているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

今、町長の話で、「国の法令を基準にして、町の独自の入札方法を行っている」というような回答だったと理解しました。

町内の建設業者は地域での台風災害の復旧作業や住宅の整備にいち早く駆けつけて、地域の安心と安全など十分役割を果たしていただいております。町にはなくてはならない存在と考えます。

また、地域経済や雇用の重要な担い手でもありますので、町内の仕事は地元の業者を保護するためにも、町内の工事を地元の業者が受注できるように、町独自の配慮が必要ではないかと考えますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

予定価格といいますか、設計金額によってできない部分もありますので、例えば、建築工事やらJVを組ませたり、そういう形の中で町内の業者が参画できるような形を取ってるところであります。

ですので、普通一般的な工事はその指名競争入札でいいんですけど、それが金額が高くなれば、それができないときには、そういうジョイントベンチャーといえますか、そういう形でやって執行をしております。
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長がおっしゃるとおりだと思いますが、大規模な工事は上位ランクの企業しかもう発注はできないと思いますが、地元の企業を保護するためにも、工事を細かく分割してそれぞれについて入札するという分割発注を行うことで、下位ランクの地元企業にも受注機会を与えることができると思いますが、例えば、そのような方法は取れないのか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ある程度、建設課のほうで工区分けというか、1つを1つの工事にはするわけではなくて、1工区、2工区、3工区というような形で分けていくと町内業者でも参画できるという話の中で、やはり町内の工事は町内の業者がしていくことが非常にいいというか、やはりそこにいる町民が「ちょっと、こんげしてくれんか」という融通も利くということでそういう利点もありますので、町としては、後でちょっと建設課長に答弁をいただきますけど、そういう形でやってるといのが現状かなというふうに思っております。

詳しい内容については、建設課長のほうに答弁をお願いします。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

町内の建設業におきましては、Aクラスが1,000万円以上ということで指名

をさせていただいております、また技術力ができる工事であれば、現に3億円ぐらいののり面の工事とか橋梁も受注をしてもらって、工事を施工していることが現実にあります。

それと、うちは1人の現場代理人が3件まで兼務ができるということで定めております、請負金額の総額が4,000万円以内と。これはいつかも説明したのかなと思ってるんですけど、そういう感じで、より受けて地元のほうで施工ができるような感じにしております。

ただ近年は、ちょっとやはり件数が多くなりまして、どうしてもちょっと入札の不調が出ているというのは現実でございますので、工事が完成次第、指名をさせていただきながら、そのような状況も考えながら手持ち工事も含めていろいろ考えながら発注したいと考えております。

以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ、今、課長から答弁がありました本当にそういう手だてを、なるべく町内の業者の受注機会が多くなるような対策を取っていただいているというようなことでございます。

そうですね、大きな事業を工区割りしたときとかはデメリット等も出ると考えますが、なるべく町内の業者に仕事を与えるような工面を取っていただきたいと思えます。

では、次に移ります。

町の公共工事入札は、価格競争入札なのか総合評価落札方式なのかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町で今、取ってるのは価格競争入札であります。

総合評価方式はある程度、技術的工夫の余地があるというか、大きな工事とかそういう話になってくるのかなというふうに思っております。その総合評価方式は、やはり価格以外に参加者の能力等の審査とか評価とかいろいろ難しい部分もあると思えますけど、町でしてるのは価格競争入札ということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

価格競争方式ということでございます、説明では。

その場合、発注者がここまでなら支払ってもよいという上限の予定価格をすると考えますが、その際に、発注者に最も有利な条件を提示した事業者が契約者に選ばれると思います。

入札の低価格制限が町としてあるのかを伺います

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

一応、町で決めた最低制限価格とか、そういうのはありまして、それは建設業界のほうにも通知してるということです。

ですので、隠しもしませんという話で、結局、建設業の方々はその率は知ってるということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

私が認識不足で知らなかったものですからお尋ねしたわけですが、建設業者の方はその点については知っているということでございます。

その金額についてはちょっと分かりませんが、価格競争入札では低入札価格となり、工事の安全性や環境への影響などに対してよい仕事はできないのではないかと。また、今問題となっているその建設発生土の処分などに支障が出るのではないかと懸念をいたしましたので、お尋ねをいたしました。

次に、2番の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【4番 兒玉 鋼士】

それでは、許可を得ましたので、2番目の町の指名競争入札について、指名業者の選考基準について伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

指名業者の選考基準につきましては、建設業者と有資格者名簿に登録された業者の中から、執行する工事や業務に必要な資格・経験・技術及び地理的要因等を総合的に判断し、選考することを基準としております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

基準は、それこそ今、町長の答弁で分かりました。

業者の受注意欲、履行の経験、履行成績、営業地域、入札機会の均等などを踏まえて、町があらかじめ入札を行う場合は、限られた業者を複数指名して、その業者の中で競争させて、落札者を決定するにおいて発注者と受注者側で事前にしっかり検討すると思いますが、入札に選ばれない業者があるのか、またあるとすればどのようなわけなのかをお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

設計金額によって業者、例えば、県もですけど町も、A、B、Cというランク付けをしていて、Aクラスであれば、大きなというか金額が大きいと。B、C、それにいろいろな組み合わせの中でやっているということです。

結局、ABCをつけるのはそういう技術的なものとかそういうものを加味したものがランク付けになってきてますので、全てが入れるかという話ではありません。

でも、いろいろな工事がありますので、その中で、ランク付けの中で指名をしておりますので、仕事がないというかそういうことには即、つながらないのではないかというふうに思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

ランク付けでそれに見合った事業を、入札案件に、その種類ごとに選考は異なるということで理解したところでございます。

入札に選ばれない業者、指名実績のない業者は美郷町内にはないと考えてもいいということですね。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの地区に建設業いますので、全てをそういう対象の中で入札に参加をいただいております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4 番 兒玉 鋼士。

【4 番 兒玉 鋼士】

町長、分かりました。

②の指名競争入札の発注者の流れについて、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

流れということではありますが、予算を執行する担当課が選考基準に沿って指名業者を推薦します。これにより作成された指名競争入札参加者推薦書を基に、指名審査会で審査され、指名業者が決定されます。

その後、総務課において入札日等を決定後、指名競争入札通知書を作成し指名業者に通知します。

入札につきましては、工事など1件ごとに開札を行い、予定価格及び最低制限価格の条件を満たし、最低金額で入札した業者を落札業者として決定をしているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4 番 兒玉 鋼士。

【4 番 兒玉 鋼士】

今の町長の説明によりますと、業者を選定し、それで事業者に通知をして、入札書を提出していただき、それを開札して落札者の決定という、段取りということで、分かりました。

逆に、公共工事を受注する場合の流れの説明があれば、説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

受注をするということは結局、指名競争入札で一番最低価格をつけた業者が決定したと。その業者が受注をするということになりますので、今度は、その発注した課のところに行って、契約関係の部分を作成していく。そこで契約締結。

大きな工事5,000万以上ですかね、それは議会の承認という形で皆さんに事後になりますけど、仮契約をしておりますが、「それでいいですか」ということで皆さんにお伺いして、それが本契約になるということでもありますので、受注後というか受注はそういう形かなということでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

私が質問したのは、工事を受注する場合の受注者側が書類を提出する流れということで私は質問したつもりだったんですけど、ちょっと私の質問の要領が悪かったことをおわびします。

私の調べたところによりますと、受注する場合の流れには、経営事項審査の申請があって、2番目に、競争参加資格審査申請があって、3番目に、競争参加の認定通知を受理して、その次に指名通知の受理を受けて、現場説明会へ参加をして、その次に、設計図書に基づく入札価格の積算とか入札の参加、それで落札が決定して工事着工。工事施工を行いまして工事完成。完成があって、完成検査があって引き渡しになると思います。

私の質問の内容がちょっと届かなかったのかなという気はしております。私もこういうことだと考えておりますので、次の質問に移ります。

③の町の指名願いの資格審査の基準について伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、議員が受注前というかそういう話をされましたが、それと重複するのかなというふうに思いますが。

本町の競争入札参加資格審査につきましては、国・県の申請書や添付書類等に準じた様式を定めておりまして、申請の受付は総務課で行っております。業者から提出された申請書の内容の確認については、各種法律、政令等で定められている資格を基準としております。

その後、建設業者と有資格者名簿の原案を作成し、この原案により指名審査会で審査され、指名業者と有資格者名簿が決定されますということです。

そういう形を出していただいて審査をして登録をするということで、指名競争に入りましたよという通知を出すという形でございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長の説明で大体、分かりましたが、指名競争入札の参加資格審査の申請書を提出要領には、受付期間、有効期間、提出書類、町内、町外の人もいると思いますし、業者資格審査、そういうことが業者の資格審査基準には様々あると思いますが、契約の性質や目的、仕事の内容について、町内の建設業者の数は適当なのか。

また、全ての案件に現在は対応できてるのか、お尋ねします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの業者がいまして、それぞれの資格を有するというか、建築だったり工事だったり委託、いろいろな測量設計だったり、それに分けて、どういう資格が要るのかという部分に照らし合わせて審査をして、それが不備でなければ受理するという形で登録をしていくという形を取っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

町長分かりました。それ以外に競争する業者が少ない場合には、不誠実な業者が参加するのを避ける場合などの基準もあると考えますが、次に移ります。

美郷町の公共工事入札の手続の誤りについては説明を受けていますが、公の場で説明を受けて、町民に正確な情報を知らせたいので、改めて伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

新聞報道等で報道されたとおり町発注の1,500万円以上の建築工事を受注するには、経営状況などを客観的に判断する経営事項審査を受けて、その結果を示す書類を町に提出する必要があると、そういうことであります。

1500万円以下の工事であれば、建築であれば、全然問題ないという解釈になりますが、それ以上のものであると、この経営事項審査を提出しておかなければなりませんよという部分があります。

これはこの審査を受けていない町内業者が1社あったということでもあります。

そのことについて、町のほうも全然、気づかずに、外部からの指摘で発覚したということでもあります。このことを重く受け止めて、町村会のうちは弁護士を持っていますので相談をして、早めに10月3日にマスコミ各社にプレスリリースをしたということでございます。

今はそういう経営事項審査を出していただいでやってるということではありますが、このことは、議案第69号に関連があり、どこで責任を取るのかという話の中で、やはり私と副町長が責任を取る必要があると。担当も、嚴重注意ということでもっております。

いつからかという話になると、非常にさかのぼっているということで、多分、多分ではありませんけど、美郷町になる前、指名に入ってますので、そういう形ですと見逃してきたと。見逃してきたということとか、見落としてきたとかそういう形になってるのかなと。本当にこれは申し訳なかったなという気がします。

ですので、外部からの指摘を受けたということはよかったというふうに思っております。これを受けなかったら、このまま放ったらかしてやっていたということになりかねないということを思うと、やはりそこには事務上のミスがあるということで、議案第69号で、私たちの責任を出したところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

今までお聞きした手続の流れの中で、申請書の更新のチェックミスで起きたことだと考えます。

しかし、このことは地方自治法167号で規定されていることでもあり、また、今、町長がおっしゃいましたとおりマスコミ等、新聞等でも、公表がありました。

町のイメージダウンになっていることだと考えますが、今後、このような事態が再発しないために防止対策を考えておられるのか、お伺いします

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この資格審査といいますか、2年に一遍、全ての業者さんを受け付けますので、今回からは、やはり出していただいた申請書をつぶさに見て、そういうものが添付されているかどうかというものははっきりと、しっかりと確認して名簿に登録するという作業を、1人じゃなくて、1人ですると間違いが起りやすくなりますので、受付そして2人の目を通すというか、そういう形にしていったほうがよりミスを防げると、ミスがあったらいけないことなんですけど、今回の事案を反省しながらそういう形でやっていきたいというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

町長等の責任のことは、また議案等でも出ているようですが、今後はこのような事態が発生しないように、入札参加資格の取得後のサポート。

特に、入札参加資格申請書の更新等を徹底的にチェックをしていただくことで再発防止に努めていただきたいと思います。

次に移りますが、議長よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

3問目の発言を許します。

【4番 児玉 鋼士】

3番目の、公共工事の入札及び契約の適正化について伺います。

①の町内の建設業者も従業員の高齢化や狙い手不足が懸念されていますが、入札契約の段階で、設計予定価格の積算基準に、担い手確保や育成等の対応はしているのか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

設計のときにそういう要素というかそういうやつが加味されて設計されているかということではありますが、そこ辺については私は専門ではありませんので、建設課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

町長に代わりまして御答弁させていただきます。

本町の積算システムは、全て県に準じて導入をしております。

まず理由が、災害査定等に急な変更・対応等がある場合には、県のシステムを使うということなので導入を決めているわけでございます。

御質問の積算基準に担い手の確保や育成のというところにつきましては、導入は今のところされておりません。

ただ、関連づけて、週休二日制とか見る分野がございます。これは補正を単価や諸経費、それと機材に割増をかけていくというものでございます。これはやはり職場環境の改善に近いのかなと思ってるんですけども、業者のほうにも週休二日制の導入をと推進しているところでございますが、災害等でこの導入を行いますと、工期内に完成ができないとかございます。

それと、河川においては渇水期に工事を行うということになっておりまして、1月1日から5月31日までがこの渇水期になるんですけども、この週休二日制を守ると、遵守しますと、またこれも工期内の完成が困難になると。

要は、工期にしわ寄せが出てくるような状況になってきますので、本町以下、近隣の市町村もちょっと確認したんですけど、今のところは導入はしてないと。来年度から、日向市が導入するのかなということで聞いているところでございます。

また、この週休二日制をすることによって、仮設材とかのランニングコストもかかってくるということで、導入はしておりません。

あと給与面として考えますと、やはり給与というのが一つの若手がつく中の魅力なのかなと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおりうちは単価改正を県に準じてして年度初め、それと改定のたびに準じて労務単価等も、もちろん資材等

の単価も改正も行っておりますので、給与待遇の改善につきましては、各建設業により適正に行われているのではないかと想定をしております。
以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

課長のほうからも説明がありました。最近、台風や大雨による人間には考えられないほどの激甚災害が頻発しています。この対応強化が急務の中において、担い手や技術者も今現在の業者の方々にはなかなか若い人はいないような感じがしております。

それで作業員の確保等が厳しくなっていますが、この状態が続くと、将来において非常時の際に対応していただけるのか不安がありますので、やはり現場の処遇改善や賃上げ等の支援で若い人たちが魅力を持ち、またそれが人材確保にもなると考えているわけですが、県の改正の基準に準じてということですが、これをまた逆に県のほうへ、こういうことをしてほしい、それと担い手がいないというようなことで、県のほうへ要望する考えはないのか伺います。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

この担い手に関する、育成に関することでもありますが、県全体でやはり課題となっておりまして、課長を集めた品質確保という会議がございまして、たびたびこういう議題があります。そういう各種会議も出ておりますので、情報も収集しながら、また打開策がないのかということも検討してまいりたいと思っております。

それと、担い手なんですけど、私はよく検査に行くわけなんですけれども、町内12業者ございまして、うち4業者ですが、若い方が戻りつつもございまして。確実に来てるところは来てるところで、会社の体制もございましていろいろあるんだろうとは思っておりますけども、そういった育成も少なからずあつてるとは事実でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の説明が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

課長の説明のとおり今、若い人たちが戻ってきているということでございますので安堵しているところですが、若い人たちが戻ってきているということは、重機等を使う仕事が多いからということも一つの要因だと考えます。

建設業が、「建設業が」といったらいけませんけども、林道・田畑等の災害時に復旧をしていただくおかげで林業や農業もできます。

また、建設業以外に今、特に問題なのが工務店・大工・左官業の方も高齢化が進んでいますので、例えば、町の政策として、新規就業職人等の育成支援事業補助金などを町で新たに組み、大工・左官業を支援することが必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう話の中で、今、匠の会という会がありますが、建築のほうで。何かやはりそういう話をどっかが受け持って、育てていかんかという話をしています。そこに、町として何らかの支援ができないかという話がちらほらと出てきているという話でございます。

ですので、その匠の会が母体となって、そういう大工さんとかお弟子さんを取って育てていくということはいいことですので、そういうことでやれば、町としてはやはりそこに支援をしていく必要があると。

ですので、町がどうのこうのということは難しい部分がありますので、匠の会に頼って、そういう技術者とか担い手を育成してほしいなというふうには思うところがあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

担い手不足は現在、社会現象になっていますが、町内では林業関係の後継者は育っています。特に、大工・左官業の技術者が、私の地区においても少ないですので、簡単な作業を頼むにしても難しい状況であります。

また後継者もいません。後継者がいても技術を習得する期間が何年もかかります。なかなかいる人もいないと思いますが、できたら、今のところでは現在、町内の方で技術を指導するとか教えるような方もいると思いますが、今後はどうなるか分かりませんので、このことは、将来において重要な問題と私は考えております。スピード感を持って、これも今、ちらほらそういう話が上がってきているということでございますが、対応していただきたいと考えております。

町内のほうでできなければ、県や国のほうへでも継続して要望していただいて、こういう取組もよろしく申し上げます。

次に、③の建設業工事における工期の設定基準を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

工期の設定につきましては、県が配布している工期設定支援シートを参考にして設定しているということであります。

この支援シートによる工期の算出は、地形区分や設計金額、工期区分、工種区分により得た標準工期加算日数に準備期間や後片づけ期間、雨休み率など、そういうものを加算して、工期は決めてるということでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士。

【4番 児玉 鋼士】

いろいろ取決めが、規則というかそういう取決めがあるというようなことで町長の説明を受けました。

工期内に工事を完成させるには、建設業者の企業努力は当然だと思います。適正な工期設定をすることで、長時間労働の是正、また、週休二日制の達成など、先ほど、建設課長からお話があり、県に準じているということ取り組んでいない。いろいろ災害が起きたときには工期の遅れにつながるということですが、週休二日制の達成などそういう働き方を改革することで、建設業の将来の担い手を確

保するためにも重要なことだと考えます。発注者側にとっては、建設業者は受注者側は大事なパートナーだと考えますので、理解と協力をよろしくお願いいたします。

この1について、私また次回の質問でしたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

次の③に移ります。

大規模災害等で多くの工事を抱えて、工期内終了ができない場合に何か対応を行っているのかを伺います。

また、そういった場合の工期延長等の契約変更事例はあるのか。

また、あるとすれば、それはどういう場合だったかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

年度内に終わらない見込みの工事関係であります。あらかじめ国や議会の議決を得て翌年に繰り越してすることができる繰越明許費で対応をしております。

台風14号による災害復旧工事ですが、令和4年度に100件発注し、完成が13件ですので、87件の契約で工期の延長及び変更契約を行っております。

年度内に完成できなかった87件の工期延長の理由は、木材搬出と施行時期が重なり、工期内の工事完成ができなかったことや工事箇所や地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したことなどであります。

令和4年度に発注した工事は令和5年度までに完了することとなっておりますが、先ほどの理由により、令和6年度まで延長しなければならない箇所もありますので、今後、県を通して国と協議をしてみたいと思います。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

今の町長の説明分かりました。

説明のとおりだと思いますが、そういう契約変更の必要性は自然の要因や、建設課長の説明どおり資材等の価格の著しい変動、工期の遅れが原因だと考えられます。

反対に、世界流通が安定して資材が極端に安くなったときの契約変更はないのか。

また、工事をする際に、入札保証金とか契約保証金を履行をしていただくために預かるわけだと思いますが、このお金が契約変更時にはどのような取扱いにな

るのか、説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その辺の事務的なことについては、建設課長から説明をさせていただきます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

資材等の価格が変わった場合というのは決まりごとがございまして、単品スライドという価格の設定があるみたいです。

ただ、私もこのことについてはやった経験がございませんので、ちょっとここでは回答ができないような状況ですけど、そういった手だてがあるというのは記憶しておりますので間違いありません。

契約保証金とかについては、変更時に増額するわけではありませんので、そのまま当初の金額で受けて、完成後に払い戻しを行うということで執り行っております。以上です。

【議長 山本 文男】

担当課長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

分かりました。次の質問に移りますが、議長、よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

4問目の発言を許します

【4番 兒玉 鋼士】

次に、職員等の指導等について伺います。

休職中の職員の対応状況を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

御質問の休職者への対応でございますが、主治医と本町産業医の2名の医師の診断とアドバイスを基にケース・バイ・ケースで対応をしております。

必要な場合は、総務課担当により面談を行っておりますが、宮崎縣市町村共済組合の臨床心理士のカウンセラーに面談を依頼する場合もございます。

いずれにしても休職者のスムーズな職場復帰を目的として関係機関の協力を得ながら対応をしているところでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者及び対策の状況を調べによりますと、ほとんどの市区町村で休務者があり、メンタル不調による休務者が増加傾向にあるようですが、メンタルヘルス対策について、都道府県や指定都市においては取組が進んでいるが、町村においては取組が進んでいない。対策が求められると回答されているようです。

人間の体は繊細で、少し異変が起きたり異常があれば体全体に影響が出てくると考えます。予防や早期発見のために、ストレスチェック等を踏まえた相談窓口を町で実施するべきであると私は考えますが、町長いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

全国的に職員のメンタルヘルス不調によって病気の休暇者というか、増えているというのが実情であります。

ですので、いろいろな形で、特に管理職のほうなんですけど、まず、それぞれ職員をしっかりと見とってくださいよという話であります。

ですので、何か普通と違うとかそういうものがあって、「あら」ということに気づいたら、早く総務課のほうに教えてほしいということです。

メンタルヘルスのいろいろな調査をしますが、この調査を本心で書けば、ある程度の確率で出てくるんですけど、これを自分の状態とは逆のことを書いたらそれが出てこないという部分もあります。

ですので、なかなか捕まえがたいという部分もありますので、その職場を預かる課長がそれぞれの職員をしっかりと目配り、気配りの中で見ていって、早くそういう傾向がないかどうかを見とっていただきたいという話であります。

そういうことに気づいた場合には、すぐ大きな産業医なり相談をして、どういう形で接していったほうがいいのかと。また、産業医がその職員を呼んでいろいろな事情を聞いて、早めに手当をしていくということでもありますので、本当、今の時代といいますか、本当に大変なことかなというふうに思っております。

11月は過労死防止の月間ということでもあります、その標語が、「仕事より命」ということでもあります。命が一番ということでもありますので、そういうことに早く気づくような体制をしっかりと持たなければならないと、そういう認識をしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

ただいま町長が言われたとおり、人間は命が大事、元気が一番だと思いますが、本人は自覚症状があるも、こういうことを言ったらみんながどう思うだろうかということもあり隠してる場合もあると思います。

町の職員だけではなくて、町民の中にもこのような該当者がいます。

お話を聞くと、このような状態がどんどんひどくなれば車の運転もままならないので、近くで専門医などに相談できる場所があれば助かるというお話を聞くことができます。本当に対応は大変難しいと考えますが、当事者が一番考えていることで、本当に、当事者の一生の問題でもあります。苦しいことだと考えます。

例えば、社協などのスペースを借りて月に1回でも、その産業医、専門医の方に相談できれば、当事者の心も相談することで休まることだと考えますが、このような対応をしていただくことはできないでしょうか、どうでしょうか、町長。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

健康福祉課の保健師さん、そして社協ということで、そういう場所の設定をすることは協議しながら可能かなと。

そこにはやはり一番配慮しなければならない人権の保護というか、なかなか、秘密裏にというか、誰も気づかんうちにそういうことを相談して、こうがいつちやないかというアドバイスをするような仕組みが必要かなというふうには思っております。

今現在、ある程度そういうこともやってるのかなという部分もあるんですけど、それがまだまだ行き届いてないということであれば、町民向けにそういうもののメンタルケアというかメンタルヘルスを構築していく必要はあるなというふうには思うところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士。

【4番 兒玉 鋼士】

職員の中でそういう方がおられる、見受けられるということで、毎年、町内の方にも人数的にはそういう該当者が相当いるのではないかと私は考えております。なかなか人には相談できないことだと考えますし、このような苦しみを抱えている人たちのために、ぜひ、町としても対応をよろしくお願いをいたします。

次に移ります。

②職員が町民に寄り添い、町民目線で仕事ができていると思われているかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど、サポートということでそういう形の中で地域に行って町民目線で物を考え、そして話していくという形でやらなければならないと。根本的に公務員は全体の奉仕者という話の中で、そういう意識を持って対処してるのだろうというふうには私は思っております。

ですので、面と向かってというか電話辺でこの人がどうのこうのという苦情は受けたことはありません。結構、何やかんやで苦情を受けることはあるんですけど、

職員のことでは苦情を受けたことはない。ただ、こういう対応してくれてありがたかったという電話は何件か受けたことがあります。

ですので、苦情とそういう逆のことは全然、気持ちが違うもんだなというふうに思っております。ですので、職員はやっぱそれぞれの課長さんが把握しながらしつかりと見ていますので、そういう職員にならないように。もしそういう言動があったら、しっかりと直していただいて町民目線で仕事ができるような職員になっていただきたいというふうに私も思っておりますので、大丈夫だと私は判断をしております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

町民から町に対してそういう苦情はないということで、町長のほうではそういうことはないだろうということで判断されているということでございます。

確かに職員は頑張っているというふうに私も思っております。だけど、住民から不満の声も聞くことがあります。

今、地区に対するサポート隊とかつくられておると思いますが、まだ住民と職員が接する機会が少なく、お互いの人となりも分からない状態ではないかと考えているところです。こういうことが原因になっていることだと思います。あの人はこういう人だから、職員のあの人はこういうことだからということが分かれば、そういうこともあんまり出ないのかなという感じはしております。

せっかく職員の皆さんが頑張っているというので、町民の相談に対する職員の言葉遣いとか対応の仕方を、それこそ改善して、町民から誤解を受けないように考えていただきたいと思っておりますので、指導のほうよろしく願いをいたします。

願いをすることばかり、補助金とか、お金をお願いすることばかりで、私の質問も町長いっぱい考えることがあると思っておりますので大変ですがよろしく願います。

最後に、今年も私の一般質問に対して真摯に向き合っていただいたことに感謝とお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。失礼しました。

【議長 山本 文男】

これで、4番 兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お疲れさまでした。特に、町長におかれましては、お疲れさまでした。

次は、明日12月13日水曜日です。午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」お疲れさまでした。

(散会：午後 1時50分)